公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３６号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3366番地２上大塚ハイツ６号
債務者　江波戸良夫
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3366番地２上大塚ハイツ６号
債務者　江波戸忠子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
長野県松本市石芝４丁目２番71号メゾンマルミ102
債務者　滝澤　　大（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９０号
岐阜県各務原市鵜沼東町６丁目83番地ウヌマタウン２Ａ
債務者　辻　　義一
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２２３号
岐阜県郡上市白鳥町白鳥522番地９、住民票上の住所岐阜県郡上市白鳥町石徹白第31号４番地
債務者　上村　勇気
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２４９号
岐阜県羽島市竹鼻町駒塚153番地
債務者　山田　好彦（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
岐阜県可児市大森1501番地548、前住所岐阜県可児市緑ケ丘２丁目286番地
債務者　河合　幹夫
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１１９７号
名古屋市中川区尾頭橋４丁目12番15号　近藤マンション１号
債務者　野原　健治
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４０４号
名古屋市中村区岩塚町１丁目86番地　県営岩塚住宅607号
債務者　馬詰　雅紀
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４号
兵庫県川西市小戸１丁目３番13―403号
債務者　坂口　清乃
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
兵庫県伊丹市野間６丁目２番13―306号
債務者　山城　正浩
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
広島市東区若草町18番32―203号
債務者　奥　美智子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５３６号
広島市西区草津浜町23番12―601号、住民票上の住所広島市南区西蟹屋２丁目１番１―402号
債務者　中川　高弘
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４２号
広島市東区福田７丁目18番９号、住民票上の住所広島市安佐北区三入６丁目28番13―10号
債務者　三好　雅美
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３０号
広島市安佐南区古市４丁目２番22―203号メゾン・シルフィード
債務者　宮原　正充
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５８号
広島市安佐北区落合４丁目15番16―1002号
債務者　山本　奈美
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
広島地方裁判所民事第４部